

要 請 項 目

① 万引き犯罪防止対策の強化（地方自治体にも要請）

小売業者に多大な損失を与えている万引きの抑止に向けて、被害届手続きの簡素化、罰金刑の厳格な運用等の必要な対策を講じる。

また、刑事手続きによる再犯の抑止機能向上を図る。

国内小売業の万引被害総額は年間 4,615 億円(万引防止官民合同会議発表推定値 2010)、2016 年度の刑法犯に占める万引きの割合は 11.6%で過去最高となっている。しかし、万引きの被害届の提出手続きにかなりの時間を要することから、事業者も警察も犯罪をしっかりと処分することなく放免している実態があり、再犯防止につながっていないことが見受けられる。

東京都（警視庁）では、警察、自治体、各業界団体、関係機関・団体等が相互に連携した取り組みを展開する「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、万引き防止対策に向けた会議を開催している。会議では小売業協会やスーパーマーケット協会など約 30 の業界団体が参加し、万引き被害の情報を企業の枠を超えて共有する取り組みなどを行っており、参考にすべきである。

また、小売業等が設置する防犯カメラや防犯バーの設置、防犯タグの導入等のシステム整備を支援し、万引き防止を促進することが必要である。

② 未成年者の飲酒防止の強化（地方自治体にも要請）

未成年者の飲酒防止のために、酒類提供時の「年齢確認書類（マイナンバーカード等）」の提示を法律で義務化することを検討する。

現在、「未成年者飲酒禁止法」において、未成年者が飲酒することを禁止するとともに、事業主側が未成年者であることを知りながら酒類を提供することを禁止している。事業主側に年齢確認の義務を課し、違反すると 50 万円以下の罰金が科せられる。また、未成年者が年齢について虚偽の申請をして飲酒に至った場合、事業主側は何らかの責任を問われる可能性があるが、未成年者側への罰則はない。

一方、年齢確認にともなう顧客とのトラブルは少なくない。顧客・従業員ともに未成年者年齢確認の対応がスムーズに行えるよう、酒類提供時の「年齢確認書類（マイナンバーカード等）」の提示を法律で義務化することが必要である。

要 請 項 目

① 食品ロス削減の推進およびフードバンクの普及促進（地方自治体にも要請）

食品ロス削減に向け、食品関連事業者における納品期限、販売期限に関する運用ルールについて、小売業・卸売業・製造業などサプライチェーン全体の問題として、見直しを積極的に進める。また、賞味期限の年月表示の推進と消費者の食品ロスの削減に関する啓発を強化する。さらに、需要予測を高めるためのAIを活用した受注システム投資や、食品ロス内容を分析できる計量器の導入について支援を実施する。

フードバンク活動の普及促進に向け、農林水産省が策定した「フードバンク活動における食品の取り扱い等に関する手引き」の普及・徹底を行う。また、フードバンク活動団体が抱える課題を解決するために、地域において活動の関係者で構成する協議体の設置を促進するとともに、補助金支給等の支援を拡充する。加えて、企業の食品提供を促進するために、食品の安全衛生上のトラブルが発生した際の免責について法制化を検討する。

「食品ロス」は、もったいないだけでなく製造、廃棄にともなう多量のエネルギー消費により環境問題にもなる。

食品ロスの原因の一つは商慣習にある。小売店が設定する加工食品の納品期限は製造日から賞味期限の3分の1まで、販売期限は3分の2までとされており、期限を過ぎたものは返品・廃棄される（賞味期限が6ヵ月であれば、製造日から2ヵ月までに納品し、4ヵ月まで店頭で販売する）。したがって、納品期限を2分の1に緩和することにより食品ロスを削減できると考える。2017年に農林水産省より、卸売業者と小売業者の業界団体あてに加工食品の納品期限の緩和に関する通知も出されたが、小売業・卸売業だけでなく製造業も含めてサプライチェーン全体の問題として見直しに積極的に取り組んでいく必要がある。一方、賞味期限については、一部の企業の自主的な取り組みとして年月日表示から年月表示への転換が進められているが、さらに取り組みを進める必要がある。加えて、消費者の意識醸成も必要不可欠である。

フードバンク活動とは、包装の印字ミスや賞味期限が間近等の理由により品質に問題はないが通常の販売が困難になった加工食品や規格外の農産物等を、NPO等の団体が食品企業や農家等から引き取り福祉施設等に無償で提供する取り組みである。この普及促進に向けて、フードバンク活動団体の抱えるさまざまな問題（食品の冷蔵・冷凍・保管設備の整備、車輛や運搬機器の確保、事務所の賃借、運営ノウハウの獲得等）を解決するしくみが必要である。具体的には、地域において、フードバンク活動団体、食品の提供や物流にかかわる企業、行政等、関係者による協議体の設置を促進することが求められる。また、多くの活動団体は寄付金に頼る資金面で不安定な状況にある。この改善に向けて、現在農林水産省で実施している助成事業等公的な補助を拡充すべきである。このほか、安全衛生面のトラブルを危惧する企業の食品提供を促進する施策も必要である。アメリカでは事故発生時の責任免責の立法化、フランスでは寄付企業に対して税制上のインセンティブ（税額控除）を与えている。

食品ロス削減を進めるためには、需要予測を高めていく必要があり、経産省と気象庁に

においては天気・気温等を分析するシステム開発が進められている。現状、新しいシステム投資には投資コストが高くなる傾向があり、各企業における導入が進んでいない。また、廃棄物削減は資源の有効活用の視点から積極的に進めなくてはならない。廃棄物の計量を進め、廃棄物の状況を把握することが求められる。一部の企業では、廃棄物の計量を進めることにより大幅な廃棄削減を実現している。食品ロス・廃棄物削減に向けた技術開発・設備導入への投資に対する補助金を導入する必要がある。

③飲食店における第三者認証取得支援及び制度の国民への周知

政府・関係省庁・自治体及び認証済みの企業・店舗が連携し、未承認企業・店舗への認証に向けた助言等を行いながら、備品等の購入費を補填するなどの支援を行う。
また、第三者認証制度を国民に向けた周知を広く行う。

1. 第三者認証店舗に対する営業制限について

緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象地域となった場合に、第三者認証店舗は休業や営業時間短縮、酒類提供禁止などの営業制限の対象外となりますか？

<補足>

(1) 新型コロナウイルスに打ち勝ち日本を再興するために、今ここで手を緩めることなく日本国民が一丸となって感染防止対策を徹底しなければなりません。私たち飲食に携わる企業・店舗が現状行っている感染防止対策が、第三者認証制度に定める対策と比較して不足しているものについてはこれを加え認証されるよう取り組むべきであると考えています。

(2) 第三者認証は感染防止対策を徹底していることにより認証されるものであって、それによって通常の企業活動・店舗営業が認められるものであると考えています。

(3) 私たちはコロナ禍により極めて厳しい企業活動・店舗営業を余儀なくされその存続と多くの関係者の生活が危ぶまれている中で、この第三者認証制度が一条の光であると考えています。

2. 国民・消費者に対する第三者認証店舗の周知について

第三者認証店舗について、国民・消費者に対しどのように周知されますか？

<補足>

(1) 認証店舗を広く国民・消費者に周知していただき、徹底した感染防止対策の下、安心して最も身近なレジャーである「外食」をご利用いただきたいと考えています。

3. 企業・店舗が認証されるための取り組み支援について

企業・店舗に対する第三者認証制度についての周知と、認証されるための取り組み支援はどのように行っていますか？

<補足>

(1) 前述のとおり第三者認証制度は私たちにとって一条の光ですが、自身の企業・店舗が認証されれば良いとは考えていません。すべての企業・店舗が認証され日本全体の感染防止に寄与する必要があると考えています。

(2) そのために制度のさらなる周知徹底と、政府・関係省庁・自治体および認証済みの企業・店舗が連携して未認証企業・店舗への認証に向けて助言する、また備品購入費用を補填するなどの支援が必要であると考えています。

4. 第三者認証の有無による協力金の支給について

第三者認証の有無により営業制限に応じた場合の協力金支給に差は生じますか？
(無しの場合は協力金の支給が低くなるまたは支給対象外となるなど)

<補足>

(1) 協力金は、予めから営業制限要請に応じることにより生じた企業活動・店舗営業上の不利益を補填するものであり、第三者認証制度とは性質が異なるものであると考えています。

5. 第三者認証適否の調査について

調査員や調査実施時間などによって調査結果が異ならないよう、調査員が客観的事実に基づき調査するための意思統一や教育はどのように行っていますか？

<補足>

(1) 調査員による視点・判断のバラつきや、調査時間が開店・閉店前後や混雑時など、誰がいつ調査を行うかによって認証の可否が異なってはならないと考えています。

(2) 調査時間等について、労働者の負担とならないようご配慮いただくことが重要であると考えています。

要 請 項 目

①グローバルサプライチェーンの混乱に伴う輸送コストの増加への支援

新型コロナウイルスの感染拡大を起因とするグローバルサプライチェーンの混乱は、極端な海上輸送コンテナ不足を引き起こし、さらには旅客便の減少に伴う航空貨物スペースの減少も相まって、海上・航空輸送コストの高騰を招いている。中長期的な安定供給体制を確立するうえでは、国内生産体制の構築やサプライチェーンの複線化等を推し進めることが重要であるが、短期的な安定供給の確保といった観点から、コロナ禍における輸送コストの上昇に対して支援を行う。

トラック等労働時間・休み方の抜本的改革

労働参加を増やし、60歳を超えて労働を継続していくために、健康と安全、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、労働時間・休み方の抜本的改革を行う。

- ・ 時間外労働の上限 360 時間の義務化と、休日労働ならびに月 45 時間を超えた時間外労働の割増率を 50%に引き上げる。
- ・ 24 時間につき 11 時間の休息时间付与を義務化する。
- ・ 年休付与日数の最低日数を年 20 日に引き上げるとともに 2 週間を目標に連続休暇取得を義務化する。なお、年次有給休暇を取得した時の賃金は、原則、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金とする。
- ・ 週 35 時間を目標に法定労働時間を削減するための検討を行なう。
- ・ 深夜労働、交替労働、日祝祭日労働の調査を行い、必要な対策を行う。
- ・ 有給の教育訓練休暇の普及促進と法制化を検討する。
- ・ 年 10 日程度の病気有給休暇付与を法制化する。
- ・ 自然災害被災時、交通機関の運休や家屋の復旧等で労働者が出勤できない場合の賃金の取り扱いを調査し、災害休暇の制度化や必要に応じて賃金を補償するしくみを検討する。
- ・ トラック、バス、タクシー運転者の長時間労働を是正し、その実効性を高めるため、改善基準告示の順守をさらに徹底する。

少子高齢化、グローバル化、デジタル技術革新は、日本社会に働き方と休み方の抜本的な改革を迫っている。健康と安全、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、新たな技能の習得を促進する労働時間と休暇制度が必要である。

国際的に異常に長い労働時間を削減するため、時間外労働等のさらなる規制と割増率の引上げ、11 時間インターバル規制の義務化、年次有給休暇の拡充と連続休暇、週 35 時間を目標とした法定労働時間の削減に向けて検討を開始することが必要である。なお、有給休暇取得時の賃金の支払い方について、平均賃金で支払う場合、有給休暇を取得した日以前の 3 ヶ月の賃金をその期間の総暦日数で割るため、週休 2 日制なら通常の賃金の 6 割程度となる場合もある。また、時間給で賃金が支払われる短時間労働者については、月によ

って計算基礎が変動するという不安定さもある。労働基準法改正で使用者に年次有給休暇の5日間の指定が義務化された以上、年休を取得したら賃金が減るといった事態は早急に改善する必要がある。

深夜、交替労働が増えている現状を調査し、労働者の健康と安全への影響を調査し、必要な対策を検討する必要がある。また、社会、技術の変化に対応し長期に働き続けるための教育の必要性は高まっており、有休の教育訓練休暇を促進する制度が求められる。

先進国で病気有給休暇が制度化されていないのは、日本とアメリカぐらいである。ドイツでは、最長6週間の私傷病の有給休暇が法律で認められている。日本でも国家公務員は法律および人事院規則により、原則として連続90日を上限として有給の病気休暇が認められている。年休の取得を進めるためにも、病気の時のために有給休暇を残しておくという問題を解消する必要がある。

自然災害が多発している昨今の状況を踏まえ、被災して労働者が出勤できない場合の賃金の取り扱いを調査し、災害休暇の制度化や必要に応じて賃金を補償するしくみを検討する必要がある。

トラック、バス、タクシーなどの自動車運転業務については、現在、時間外労働の限度基準は適用されていない(2019年4月施行の改正労基法により時間外労働の上限規制で、2024年3月まで5年の猶予期間を設けた上で年960時間の規制が適用されることとなった)。一方、待ち時間や仮眠時間などを踏まえた労働時間管理が必要になるが、トラック、バス、タクシー運転者は、過労死認定基準を上回る労働時間が可能となっており、たとえばトラック運転手の拘束時間は改善基準告示で定めている上限時間で運用しているケースがある。長時間労働改善のため、厚生労働省が示している「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の順守をさらに徹底することが必要である。

⑩ 「白タク」行為等の取り締まり強化

違法である白タク行為の撲滅に向けて、監視と摘発等の取り締まり強化を行う。また、そのための必要な法制化を行う。

宅配代行サービス事業における配達員(個人事業主)が法制度を順守できるよう必要な対策を講じる。

国内においてタクシーを営業するには、運転手は第二種運転免許が必要であり、また、営業用車両は認可された車両(緑ナンバープレート)が必要である。

一方で、コロナウイルス感染拡大以前に訪日外国人観光客の一部には、訪日前に国外の配車アプリを通じて事前に目的地・利用時間の登録及び決済(料金の支払い)を行うことによって、条件に合致する無資格ドライバーが自家用車を用いて送迎を行い、観光地への案内や宿泊先まで送り届ける仕組みが、ここ近年で構築されてきた。特に羽田や成田、関西など主要国際空港を中心とした利用客が多く、日本の警察や空港も違法行為の横行は把握しながらも、集客から決済まで全て国外の配車アプリを利用するため、職務質問をしても「知人を迎えに来た」と誤魔化され取り締まりが困難な状況である。

また、国内では無許可で三輪自動車(トゥクトゥク等)を使用し観光客を乗車させ、運賃の授受をする営業や、自動車運転代行中に随伴車両に顧客を乗車させるなど、「白タク」行為が現在でも横行している。さらに、白タク行為が横行することにより、運転技術が未

熟な運転手が増え、交通事故増加が危惧される。

今後、インバウンド産業が回復し外国人観光客が増加すると、「白タク」の問題も比例して増加傾向になる。こうした状況を踏まえ、スマホ配信アプリ本来のあるべき姿・果たすべき役割を検討したうえで、違法・無法営業の監視・取り締まり強化を図り、早急に法制化の必要がある。

○宅配サービス事業に関する法令順守の徹底

国内物流の人員不足が深刻化する中、ネット注文による宅配便貨物の需要が急激に増加している。このような状況を改善するため、タクシーを利用した有償での宅配サービス事業が特例として認められ、拡大するラストワンマイル市場の改善に取り組んできた。

一方、アプリから飲食などを注文し、配達パートナーが商品をお客のもとへ届ける宅配代行サービス事業が急成長するなか、配送を行う車両の無届け営業が横行している。本来、営業認可（緑ナンバープレート）が必要な125cc以上のバイクで配送業務を行う場合、国に運送事業経営届の提出が必要だが、配達員の多くは届出をしないまま配送業務を行い、貨物自動車運送事業法に違反（白ナンバーでの貨物輸送）している。また、自転車で配達を行う配達員も、信号無視やながら運転（スマホを使用しながらの運転）、高速道路走行などの交通ルール違反が多く、配達員の交通マナーが社会問題化されている。

さらに、配達員は「個人事業主」である場合が多く、事故に備えて自己負担で保険に加入しなければならないが、加入率は極めて低い。

配達員に対する法制度の周知・徹底、安全に対する意識改革などの教育を実施し、必要があれば実効性のある法改正・整備をするとともに、雇用制度の見直しや保険制度の整備などの対応が早急に求められる。

要 請 項 目

① 循環型社会の形成に向けた容器包装や家電関連リサイクル対応の強化

容器包装リサイクルでかかる費用については関係団体への公平な負担を求める。また、費用の公平な負担という観点で、再商品化義務不履行について対策の強化を検討・実施し、広報活動を通じてリサイクル制度の周知を徹底する。加えて、リサイクルのコスト低減に向けた研究開発を促進する。

家電関連のリサイクルについて、廃家電の不適正な処理を防止するため、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の周知と、違法な回収業者への対策を強化する。あわせて、家電リサイクル関連の事務手続きを簡素化する。また、リサイクル費用は商品購入時に回収する製品価格内部化の導入を検討する。

容器包装リサイクルにかかる費用については、その回収にあたる小売業の負担が大きい。プラスチックゴミ削減がもはや国際的かつ国の重要課題であることを踏まえ、かかる費用について関係団体等で公平に負担していくしくみとすることが適切である。同じく、費用の公平な負担という観点で、容器包装の再商品化（資源化）の義務を果たしていない生産者・事業者の対策を強化することも必要である。加えて、コストの低減という観点から、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルにかかるコストの低減に向けた研究開発を促進することが必要である。

家電リサイクル法や小型家電リサイクル法が制定されているが、無許可で廃棄物を収集・処分する業者が絶えない。インターネット販売においてリサイクルの説明が十分になされないまま、商品が消費者の手に渡るといった問題がある。また、リサイクル対象廃棄物のリサイクル券の交付や説明等の周知が不足しているため、消費者が対象廃棄物以外の廃家電を小売業者に持ち込むなど現場の混乱を招いている。家電リサイクル券の発行の電子化・簡素化を行い処理能力を向上させることは、現場の煩雑さを軽減し、ひいては廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止にもつながる。リサイクル費用を商品購入時に回収するしくみ（製品価格内部化）を検討するべきである。

② 食品ロス削減の推進

食品ロス削減に向け、食品関連事業者における納品期限、販売期限に関する運用ルールについて、小売業・卸売業・製造業などサプライチェーン全体の問題として、見直しを積極的に進める。また、賞味期限の年月表示の推進と消費者の食品ロスの削減に関する啓発を強化する。

「食品ロス」は、もったいないだけでなく製造、廃棄にともなう多量のエネルギー消費により環境問題にもなる。

食品ロスの原因の一つは商慣習にある。小売店が設定する加工食品の納品期限は製造日から賞味期限の3分の1まで、販売期限は3分の2までとされており、期限を過ぎたものは返品・廃棄される（賞味期限が6ヵ月であれば、製造日から2ヵ月までに納品し、4ヵ月まで店頭で販売する）。したがって、納品期限を2分の1に緩和すること

環境省

により食品ロスを削減できると考える。2017年に農林水産省より、卸売業者と小売業者の業界団体あてに加工食品の納品期限の緩和に関する通知も出されたが、小売業・卸売業だけでなく製造業も含めてサプライチェーン全体の問題として見直しに積極的に取り組んでいく必要がある。一方、賞味期限については、一部の企業の自主的な取り組みとして年月日表示から年月表示への転換が進められているが、さらに取り組みを進める必要がある。加えて、消費者の意識醸成も必要不可欠である。

要 請 項 目

⑨ カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進（地方自治体にも要請）

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等のカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の抑止・撲滅を推進する。

具体的には、「カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策基本法」を制定し、国全体としてカスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策を推進する。また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）から労働者を守るための措置を事業主に義務づける法律の制定を行う。

加えて、労働組合が参画する仕組みの中で、業界ごとにカスタマーハラスメント（悪質クレーム）の実態調査と対策の研究を行い、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）への対応や従業員教育の実施に向けたマニュアル、ガイドラインを作成する。

あわせて、倫理的な消費行動をうながすための啓発活動や消費者教育を推進する。

人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（悪質クレーム）は深刻な問題である。コロナ禍において、流通・サービス業のエッセンシャルワーカーへのカスタマーハラスメント（悪質クレーム）はより深刻になっており、働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招くだけでなく、働く魅力を阻害し働き手不足を招き、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なう。

2019年5月の「労働施策総合推進法」の改正で職場のパワーハラスメントの防止対策が盛り込まれたが、この法律に基づき策定された指針では、組織外・不特定多数を対象とする顧客や取引先等第三者からの著しい迷惑行為については、対策を講じることが「望ましい取り組み」との位置づけにとどまった。

したがって、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）を抑止・撲滅するための実効性ある基本法の制定や法改正、実態調査や対策の研究推進、企業におけるマニュアルやガイドラインの策定と教育の実施が必要である。厚生労働省は令和3年度に「対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行う」ための予算を計上している。実効性のあるマニュアルを策定するためには、業界毎の実態調査や対策の研究が必要であると同時に労働組合の参画が重要である。

また、カスタマーハラスメント（悪質クレーム）の問題が人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であることを踏まえ、是正に向けて、事業者との適切なコミュニケーションや悪質ではない倫理的な消費行動をうながす啓発活動や消費者教育を推進すべきである。

① 食品ロス削減の推進およびフードバンクの普及促進（地方自治体にも要請）

食品ロス削減に向け、食品関連事業者における納品期限、販売期限に関する運用ルールについて、小売業・卸売業・製造業などサプライチェーン全体の問題として、見直しを積極的に進める。また、賞味期限の年月表示の推進と消費者の食品ロスの削減に関する

る啓発を強化する。さらに、需要予測を高めるためのAIを活用した受注システム投資や、食品ロス内容を分析できる計量器の導入について支援を実施する。

フードバンク活動の普及促進に向け、農林水産省が策定した「フードバンク活動における食品の取り扱い等に関する手引き」の普及・徹底を行う。また、フードバンク活動団体が抱える課題を解決するために、地域において活動の関係者で構成する協議体の設置を促進するとともに、補助金支給等の支援を拡充する。加えて、企業の食品提供を促進するために、食品の安全衛生上のトラブルが発生した際の免責について法制化を検討する。

「食品ロス」は、もったいないだけでなく製造、廃棄にともなう多量のエネルギー消費により環境問題にもなる。

食品ロスの原因の一つは商慣習にある。小売店が設定する加工食品の納品期限は製造日から賞味期限の3分の1まで、販売期限は3分の2までとされており、期限を過ぎたものは返品・廃棄される(賞味期限が6ヵ月であれば、製造日から2ヵ月までに納品し、4ヵ月まで店頭で販売する)。したがって、納品期限を2分の1に緩和することにより食品ロスを削減できると考える。2017年に農林水産省より、卸売業者と小売業者の業界団体あてに加工食品の納品期限の緩和に関する通知も出されたが、小売業・卸売業だけでなく製造業も含めてサプライチェーン全体の問題として見直しに積極的に取り組んでいく必要がある。一方、賞味期限については、一部の企業の自主的な取り組みとして年月日表示から年月表示への転換が進められているが、さらに取り組みを進める必要がある。加えて、消費者の意識醸成も必要不可欠である。

フードバンク活動とは、包装の印字ミスや賞味期限が間近等の理由により品質に問題はないが通常の販売が困難になった加工食品や規格外の農産物等を、NPO等の団体が食品企業や農家等から引き取り福祉施設等に無償で提供する取り組みである。この普及促進に向けて、フードバンク活動団体の抱えるさまざまな問題(食品の冷蔵・冷凍・保管設備の整備、車輛や運搬機器の確保、事務所の賃借、運営ノウハウの獲得等)を解決するしくみが必要である。具体的には、地域において、フードバンク活動団体、食品の提供や物流にかかわる企業、行政等、関係者による協議体の設置を促進することが求められる。また、多くの活動団体は寄付金に頼る資金面で不安定な状況にある。この改善に向けて、現在農林水産省で実施している助成事業等公的な補助を拡充すべきである。このほか、安全衛生面のトラブルを危惧する企業の食品提供を促進する施策も必要である。アメリカでは事故発生時の責任免責の立法化、フランスでは寄付企業に対して税制上のインセンティブ(税額控除)を与えている。

食品ロス削減を進めるためには、需要予測を高めていく必要があり、経産省と気象庁においては天気・気温等を分析するシステム開発が進められている。現状、新しいシステム投資には投資コストが高くなる傾向があり、各企業における導入が進んでいない。また、廃棄物削減は資源の有効活用の視点から積極的に進めなくてはいけない。廃棄物の計量を進め、廃棄物の状況を把握することが求められる。一部の企業では、廃棄物の計量を進めることにより大幅な廃棄削減を実現している。食品ロス・廃棄物削減に向けた技術開発・設備導入への投資に対する補助金を導入する必要がある。

② 食の安心・安全に関する啓発や消費者教育等の推進

食品価格について単に安価を追及するだけでなく、適切な価格設定で持続可能な食品提供を実現することが消費者・生活者の“食の安心・安全”につながることにについて理解促進するための消費者教育を推進する。また食の安全にかかわる商品表示の知識や食品ロスが環境に与える影響などに関する消費者教育・学校教育を推進する。

安心・安全な食を提供するためには、単に安価を追及するだけでなく、適切な価格設定を行うこと、フードバリューチェーン全体の健全な発展や品質に見合った適切な価値を支払う公正な取引を実現することが必要である。

開発途上国で生産された原料や製品を継続的に購入するフェアトレードも、適正な価格で商品を購入するという点では同じである。フェアトレードは、正当な対価が生産者に支払われない、必要以上に農薬を使用し環境破壊や生産する人の健康に害をおよぼす等の悪影響を防止する取り組みである。適正な価格で商品を購入することについて、企業だけでなく消費者にも理解し受け入れてもらう必要がある。

また、食品の安心・安全を脅かす原因を取り除くために企業は多大なコストをかけさまざまな取り組みを進めているが、企業努力だけでなく消費者が商品表示に関する正しい情報を獲得できるよう対応を進めることが必要である。そのために、ポスターの掲示やチラシの配付、キャンペーンの実施等、啓発を行うことや、消費者教育・学校教育を行うことが必要である。